

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

令和 7 年（2025 年）3 月 28 日
岩手県学校教育 D X ・学力育成協議会長

1 入札に付す事項

（1）入札の目的の名称

- ア 令和 7 年度 学習者用コンピュータ等 共同調達（Google Chromebook）
- イ 令和 7 年度 学習者用コンピュータ等 共同調達（iPad）
- ウ 令和 7 年度 学習者用コンピュータ等 共同調達（Microsoft Windows 端末）

（2）目的

文部科学省が推進する「GIGA スクール構想」（児童生徒 1 人 1 台端末の整備）に対応した、基金による児童生徒のための学習用コンピュータを更新整備することで、誰ひとり取り残さない個別最適化・協働化された授業を行うための、より充実した教育環境を実現することを目的とし、岩手県及び県内市町村が参加する岩手県学校教育 D X ・学力育成協議会（以下、「協議会」という。）において、参加市町村の端末等の共同調達を実施するため、事業者を選定するものである。選定された事業者は、各参加市町村又は各市町村が契約するリース事業者と個別に契約するものとする。

（3）仕様、履行期限、納入場所等

別紙「令和 7 年度 学習者用コンピュータ等 共同調達仕様書」（以下、「仕様書」という。）による。

2 入札参加資格

（1）単体法人として参加する場合

次の要件をすべて満たしていること。

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続きの開始の申立てをしている又は申立てがなされている者（更生計画認可又は再生計画認可の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- ウ 岩手県知事が定める物品競争入札参加資格を有し、令和 5 ・ 6 ・ 7 年度物品購入等競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- エ 岩手県内に本社（本店）を有する者又は県外に本社（本店）を有しているが県内に支店等を有しており、その支店等がウの資格を有している者であること。
- オ 入札の日において、岩手県から、物品の製造の請負又は物品の買入に係る指名停止又は文書警告に伴う非指名の措置を受けていない者であること。
- カ 当該調達物品に関し、仕様書に記載の要件等を満たしていることを事前に明らかにした者であること。
- キ 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンス体制が整備されていることを証明した者であること。

ク 過去5年間に於いて、地方自治体の発注する同種の業務（児童生徒1人1台端末の調達業務）の受注実績を有していること。

（2）共同企業体（以下、「コンソーシアム」という。）で参加する場合

（1）の要件のほか、次の要件をすべて満たしていること。

ア 参加するすべての構成員が、単体法人として参加する場合の要件を満たしていること。

イ コンソーシアムの構成員が単体の法人としても重複参加する者でないこと。また、コンソーシアムの構成員が他のコンソーシアムの構成員として重複参加する者でないこと。

3 一般競争入札参加資格の審査

（1）入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の（1）エ、カ、キ、クに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和7年（2025年）4月11日（金）正午まで

イ 申請書類 様式1「資格審査申請書」及び添付書類

ウ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

エ 申請書類の提出先 岩手県教育委員会事務局教育企画室

【メールアドレス】 DB0001@pref.iwate.jp

（2）審査を行ったときは、審査結果を申請者に令和7年4月22日（火）までに通知する。

4 質問の受付

（1）受付期間

令和7年3月31日（月）から4月15日（火）正午まで

（2）受付内容

仕様書に関する内容

（3）質問に対する回答

ホームページに掲載する。

（4）受付方法

指定した質問票を電子メールによる提出で受け付ける。

【メールアドレス】 DB0001@pref.iwate.jp

（5）その他、上記4（2）以外に関する質問

令和7年3月31日（月）午前9時00分から4月18日（金）正午までの間において、仕様書に関する内容以外に関する質問がある場合は、次の連絡先電話番号で個別に受け付ける。

【連絡先電話番号】 019-629-6105（教育企画室内・協議会事務局）

5 入札執行の場所及び日時

（1）入札場所 〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号岩手県庁10階教育委員会委員室

（2）入札日時 令和7年（2025年）5月1日（木）午前10時00分

「Google Chromebook」、「iPad」、「Microsoft Windows 端末」の順に行う。

（3）開札場所（1）に同じ。

(4) 開札日時(2)に同じ。

6 契約保証金

参加市町村の会計規則等による。

7 入札の方法

(1) 入札は、仕様書に記載された物品の調達等における価格の合計額で行う。入札金額は、参加市町村の当該金額を合算して算出すること。なお、端末本体及び物品等の単価は、各参加市町村間で統一の単価とすること。

落札決定に当たっては、入札書に記載された総額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(ただし、当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とします。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札者は、所定の入札書を作成し、所定の場所及び日時に入札すること。なお、落札者は、入札終了後速やかに参加市町村ごとの内訳計算書を提出すること。参加市町村ごとの内訳書については端末本体及び物品等の単価が市町村ごとに相違することがないように注意すること。

(3) 代理人をもって入札する場合は、その委任状を当該入札の執行前に提出すること。

(4) 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできない。

(5) 郵送等による入札は認めない。

(6) 再度(2回目の)入札においても予定価格の制限の範囲内での入札がない場合は、2回の入札を通じて最低の価格をもって有効な入札を行った者と地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に基づく随意契約に準じた協議を行うことがある。

(7) 落札者となるべき価格で入札した者が2人以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

この場合において、くじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(8) 入札手続きに使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

8 落札者の決定方法、契約書の作成及び端末台数

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。

また、契約書は参加市町村の会計規則等により作成する。

(2) 契約の際の端末台数は、参加市町村の令和7年度の予算成立状況及び令和7年5月1日時点での児童生徒数により仕様書に示した台数から変更することがある。ただし、その際は入札終了後に提出した内訳計算書に記載した単価は変更しないこと。

(3) 参加市町村がリースを希望する場合は、リース契約に応じること。その際、入札終了後に提出した内訳計算書に記載した単価は変更しないこと。また、市町村が落札者以外のリース事業者と契約することもある。

9 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- (3) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

10 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 競争入札の参加資格のない者が提出した入札書
- (2) 入札参加者に求められる事項を履行しなかった者が提出した入札書
- (3) 指定の日時までに指定の場所に到達しなかった入札書
- (4) 記名押印のない入札書
- (5) 入札金額を訂正した入札書
- (6) 誤字脱字等により必要事項が確認できない入札書
- (7) 入札件名の表示に重大な誤りがある入札書
- (8) 同一入札参加者又は代理人が二つ以上提出した入札書
- (9) 代理人が委任状を提出しないで提出した入札書
- (10) その他入札に関する条件に違反して提出した入札書

11 談合情報に対する対応

- (1) 入札に関して談合情報があった場合は、入札の執行の延期、事情聴取及び積算の内訳書の徴取を行うこと又は入札の執行を取りやめることがある。
- (2) 契約締結後に入札談合の事実があったと認められたときは、契約を解除することがある。

12 入札の取りやめ等

入札の執行を延期し、又は取りやめることがある。